

# 北河内かわら版

平成 28 年 9 月 1 日発行 NO.43

大阪府トラック協会 東北支部

北河内地区 総務委員会

TEL 06-6965-9999

FAX 06-6965-2468

暑さも幾分か和らいできました。皆様いかがお過ごしでしょうか？

心配されていたリオ五輪も無事閉幕し、四年後の東京五輪に向け動き出そうとしています。さて、本日から新学期もスタート。通学路の走行には注意をするように乗務員さんへのご指導も宜しくお願いいたします！今月は「秋の全国交通安全運動」も実施されます。無事故で乗り切ってまいりましょう！！

## ① 9月の行事予定

8日(木) 第303回 支部役員会 16:00～ 於) 太閤園 2階 アミヅ・ストーム

後継者育成経営基盤強化研修会 18:00～ 於) 太閤園 2階 ゴールデンホール

※先月ご案内の通り、今年はタレント・歌手の原田伸郎氏を講師にお迎えし、講演していただきます。講演後には懇親会も予定しております。皆様のご参加お待ちしております。

20日(火) 中環をきれいにする日 9:30～ 於)大日から京阪門真駅付近まで

※年に1回(少ないか?)の大清掃です。支部役員・青協会員で行います。

21日(水)～30日(金)「秋の全国交通安全運動」 ※行事は次号の「れんこん」にて紹介

26日(月) 大東・四條畷班一四條畷警察と合同の夜間パトロール

※月に1回実施している夜間パトは、この時期は警察との合同で実施します。

## ② 10/7(金) 北河内地区主催「経営者研修交流会」於:太閤園 を開催します！

既に代表者様宛郵送で案内及びご参加申込書を送付致しましたが、ご覧頂けたでしょうか？

㈱プロデキューブ 代表取締役 高柳勝二氏を講師としてお招きし、**1番に選ばれる運送業者になるために！**をテーマにした研修会を開催いたします。研修会後には会員の皆様の交流・懇親を目的とした小宴も予定しております。また、本研修会では経営実務の強化向上に役立てて頂きたく、**1社2名迄の参加**とします。ご多忙かと存じますが、代表者様ご夫妻又は経営実務者・後継者・役職役員様等で奮ってご参加下さいませ！

※なお、申込メ切は会場準備の都合により9月27日(火)です。

## ③平成28年度 整備管理者 選任後 研修 について — 大阪府トラック協会主催 —

○日 時：11/2(水) 午前の部 10:15～12:15 午後の部 14:00～16:00

○場 所：「大阪市中心公会堂」(最寄り駅：地下鉄御堂筋線・京阪電鉄「淀屋橋」駅)

○対象者：H27年度の「整備管理者選任後研修」の未受講 または H28年度に新たに選任された「整備管理者」 ※東北支部は、午後の部が対象となっております

☆ 詳細・申込方法等は、大阪府トラック協会のホームページ または 今月発送予定のトラック広報9月号をご覧ください！

尚、大阪運輸支局主催(10/19・於：守口エッジ・ホール)分もあります。詳細は支局ホームページをご覧ください。

### ◎ 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

一般的な指導及び監督の指針(告示)の施行日の確定について

準中型免許制度に係る改正道路交通法の施行日が平成29年3月12日となることを受け、同日付けで11の指導及び監督の内容は12項目へと改正施行！また、初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間も6時間から35時間以上へ改正施行！※ご既知とは存じますが、**別紙**「改正概要」も同時送付致します。ご査収下さいませ。

# 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要 国土交通省

## 第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

### ○「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
①「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－（改正なし）
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

上記事項を実施するための期間 > 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

## 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

### ○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◆ 一般的な指導及び監督内容を実施

◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 **⇒ 15時間以上** 現行:6時間以上 (座学のみ) ◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 **⇒ 20時間以上** **【新設】**

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導